



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン経済：50品目の生活必需品の輸出禁止 (10月31日付イラン・ニュース紙ほか)

10月31日付イラン・ニュース紙とケイハーン・インターナショナル紙は、50品目の生活必需品の輸出禁止措置について報じている。

1. イランは、米国とEUの制裁による締め付けに直面している重要な品目の供給を保護するため、また国内生産を支持するため、50品目の生活必需品の輸出を禁止した。10月30日に、鉱工業・商業省傘下にあるCPPO (Consumers and Producers Protecting Organization, 消費者・生産者保護機構)のセイイェド・ジャヴァード・タガヴィー (Seyyed Javad Taghavi) 総裁 (兼鉱工業・商業省副大臣)は、イランの貿易会社は小麦、小麦粉、砂糖、赤身肉、アルミニウムおよび鋼塊などの品目を、今後輸出することはできないと記した書簡を発出した。また、その書簡には、さらなる輸出禁止品目のリストが今後発表されるだろう、とも記されている。
2. 同書簡によると、非参照レート (reference ex-rates) で輸出された全ての医療器材も、輸出禁止品目に含まれる。
3. メフル通信社によると、同禁止措置には、政府補助金である米ドルを利用して輸出した品目の再輸出を防ぐ意味合いも含まれている。イラン政府は、特定の基本財 (specified priority goods) に対しては「12,260 リヤル/米ドル」の為替レートを適用しているが、市場 (open market) では「約32,000 リヤル/米ドル」の為替レートが適用されている。
4. 50品目については以下の通り。
 - (1) 食料品 (14品目) : 小麦、大麦、小麦粉、砂糖、角砂糖、植物油、牛、赤身肉、大豆、大豆粕、バター、粉乳、輸入した米および茶。
 - (2) 産業製品 (36品目) : 銅陰極、銅線、皮革、自動車用タイヤ、高分子繊維、輸入した産業用機械、輸入した道路建設用機材、輸入した自動車用パーツ、紙、家畜の飼料、アルミニウム、鋼塊、屑鉄、紙くず、木材、モリブデン、硫黄、干し草、鉄鋼製品、クロムなめし (Wet Bleu)、カーボンブラック (Carbon Smut)、硫酸ナトリウム、重曹、スルホン酸、ベンゼン、重炭酸ナトリウム、スチレン、ポリエチレン、プロピレン、ポリ塩化ビニル、ポリスチレン、フタル酸ジエチル、テレフタル酸ポリエチレン、アクリロニトリル—ブタジエン—スチレン、メラミン結晶、LAB。

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799